

# 相生市議会だより

第130号

平成30年8月10日

発行：相生市議会〈相生市旭一丁目1番3号 ☎23-7122〉

編集：議会報編集委員会



トライやるのお姉さんの歌とダンスを真似っこだ！



やったー！水が流れたね！



英語の先生、おもしろーい！

平芝幼稚園



## 六月議会から

六月定例会は六月十二日から六月二十一日までの十日間にわたって開催されました。

今期定例会では、条例改正四件、補正予算一件、事件案件二件、選挙一件、請願一件、意見書一件、決議一件を審議し、すべての案件は、可決等されました。その主なものは六ページにまとめました。

一般質問は、六人の議員が行い、市当局の現状方針等考え方をただしました。その概要については、二〜四ページにまとめました。

(六月議会)  
一般質問

- ①市内中学校の部活動について
- ②防災資機材の充実配備について

もりした たかはる  
森 高

**問** 学校教育の中における部活動の存在意義をお示しくださう。

**答** 部活動は、スポーツや文化に興味・関心のある同好の生徒が参加し、責任者である顧問などの指導の下、学校教育の一環として行われ、体力や技能の向上を図る目的以外にも、健全育成の面でも果たしてきた役割は大変大きいものと考えています。  
また、異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と教師などの好ましい人間関係の構築を図ったり、学習意欲の向上や自己肯定感、責任感、連帯感の涵養に資するなど、生徒の多様な学びの場として、教育的意義も大きいものがあります。

**問** ノー部活デーの実施状況をお示しください。

**答** ノー部活デーの取り組みについては、従前より、スポーツ障害や燃え尽き症候群などの防止、学業や地域活動との両立、家族とのふれあいの確保や教職員の負担軽減の観点から進めてきました。  
今年四月より、市内統一で毎週水曜日と第二、第四日曜日をノー部活デーの基準日として進めています。

各種大会への出場や学校の事情により基準日を変更する場合もありましたが、完全実施ができています。

**問** 水害時の消防団装備品として、資材搬送用車両が必要と考えますが、お考えをお示しください。

**答** 資材搬送用車両の配備につきましては、災害時の事務局である危機管理課で公用車を管理しますので、公用車を有効に活用し、市職員で対応していきたいと考えています。

**問** 避難時の安全を確保するための軽便なライフジャケットの配備が必要と考えますが、お考えをお示しください。

**答** 市では備蓄していませんが、消防署、消防団に備蓄のライフジャケットを活用することとし、自助・互助・共助・公助が一体となった防災体制の充実を図っていききたいと考えています。

- ①野焼きについて
- ②消防団について

たなか ひでき  
田中 秀

**問** 市内の野焼きに対する苦情受付の実態をお伺いします。

**答** 平成二十七年年度、九件、平成二十八年年度、一件、平成二十九年度、十件となっております。

内容は畔焼き、収穫後の残渣の焼却が主なものとなっております。

**問** 苦情受付後の対応はどのようにされたのか、お伺いします。

**答** 通報を受けた後、職員が現地へ出向き、野焼き行為を確認後、そ

の場にて、野焼き行為者に対し、苦情が寄せられていること、法令等で野焼きは原則禁止されていることを伝え、指導しています。

**問** 廃棄物処理及び清掃に関する法律の例外規定の説明、及び今後の市民へのPRについてお伺いします。

**答** 例外規定については、周辺的生活環境に最大限配慮することを前提に認められていることとありますが、苦情が伴う野焼きについては、指導の対象としています。また、今後市民へのPRについては、社会情勢や地域特性を考慮しながら、野焼き行為全体についての周知を広報紙等で行っていききたいと考えています。

**問** 平成二十九年三月の道路交通法改正により、平成二十九年三月十二日以降に取得した普通免許で運転できる車両が五トン未満から二・五トン未満に引き下げられました。この改正により、普通免許で運転できない消防団の車両が大幅に増加したとの報道がされています。

いますが、市消防団車両の現状をお伺いします。

**答** 消防団車両は、十六台所有していますが、改正後の普通免許で運転できる二・五トン未満の車両は五台、残り十一台は準中型免許で運転できる車両となっております。

**問** 団員の免許の確認及び今後の若手入団者に対する対応についてお伺いします。

**答** 現在、該当者はおりませんが、今後、道路交通法改正後の運転免許を取得した新入団員も出てくると想定されますので、各分団長には所属団員について、免許証の確認などを行ってもらうよう考えています。



消防団車両

なかの くにひこ  
中野 有彦

- ① 貧困による学力格差について
- ② 今後のペーロン祭について

**問** 貧困による学力格差について、対象となる児童と格差の傾向は。また、低学年への支援が必要といわれているが、考えは。

**答** 調査は行っておらず、対象になる児童と格差の傾向は把握できていません。

低学年への支援は、一年生の児童が早く小学校の環境に慣れ、学習に臨む基本的な態度を身につけるように、相生市単独事業として、児童数十人以上の学級に一名の低学年学習補助員を配置し、学級担任と二人体制での指導を行っています。

**問** ボランティアや元教員らが公共施設や家庭訪問で勉強を無料で教えたり、家庭や学校に居場所がない子の相談に乗ったりする学習支援事業の導入についての考えは。

**答** 貧困世帯の進学率等を注視し、制度の

導入についても検討していきます。

**問** ペーロン伝来百周年について、どのような考えで準備をされているのか。今後の具体的な予定は。

**答** 相生ペーロン祭協賛会の海上の部、陸上の部、花火の部等、各部門ごとに検討を開始しています。ペーロン協理理事会では、百周年事業検討委員会を立ち上げ、今後、協賛会の各部門ごとに平成三十二年までに計画を立て、平成三十三年度に協賛会で調整を行い、全体計画を取りまとめる予定です。

**問** 中学生ペーロン、あるいは小学生ペーロンの同時開催について、また二日間にかけての開催についての考えは。

**答** 小学生については、競漕ではなく、伝統文化の継承と地域の方々との交流に主眼を置いています。中学生は、中学一年生が、新しい友達と力を合わせてペーロンを漕ぐことにより、学級の団結力を高めることを目的としており、今後



ペーロン競漕

も現在の取り組みが継続できるよう努めていきます。

二日間開催の可否については、ペーロン競漕の会場が花火会場でもあることから、協賛会全体として検討すべき事項と考えています。

- ① 自然と調和し快適に暮らせるまちづくり
- ② 犯罪被害者支援について

うしろだ 後田  
まさのぶ 正信

**問** 相生市の高齢者、障害者等の困難を自らの問題として認識し、

心のバリアを取り除き、社会参加に積極的に協力する「心のバリアフリー」についての考えをお聞きます。

**答** 障害を理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成二十八年四月、障害者差別解消法が施行され、本市においては、障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領及び、職員対応マニュアルを作成し、全職員に配布、係長級を対象に説明会を実施しています。

また、市ホームページ、広報紙に記事を掲載し、市内の障害福祉サービス事業所の管理職員を対象に制度の概要説明を実施しています。

今後、事業を実施する際には、支援が必要な方に対して十分配慮して取り組むよう、市や事業所などの職員の理解や意識改革が重要であると考えていますので、引き続き情報提供や啓発などに努めていきたいと考えています。

の総合的対応窓口を「知らない」と答えた人が八割超えると発表がありました。

**問** 犯罪に巻き込まれれば、心身共に大きなダメージを受け、「どこに何を相談すればいいのかかわからない」といった状況に陥ると思われませんか。

**答** 総合的対応窓口について、周知の状況はどうなっているのか。

**答** 基本的な流れとして、警察から被害者等に対して希望を確認し、支援を希望すれば公益社団法人ひょうご被害者支援センターが支援し、その後、市町への支援へと流れることから、総合的対応窓口の周知は積極的に行ってはいません。

**問** 窓口の人員配置はどうか。

**答** 専門的な職員は配置していないため、危機管理課職員で対応します。

**問** 支援内容はどのような内容か。

**答** 犯罪被害者等支援条例に基づき、被害者に対して支援金を支給

します。  
そのほか、各種窓口の紹介、取り次ぎなど、被害者にとって負担が軽減できるよう、できる限り柔軟に対応していきたいと考えています。

- ① 障がい者支援について
- ② 子育て支援について
- ③ ひきこもり支援について

わたなべ 渡邊 しのぶ 慎治

**問** 全国的にはヘルプマーク(※)が主流となることが予測される現況下で、相生市において、ヘルプマークと譲りあい感謝マーク(※)との使い分けについて、お伺いします。

**答** 今後はJIS規格化されたヘルプマークが主流となることが予測されますが、譲りあい感謝マークは兵庫県が作成したマークでありますので、県の方針に従い、当面の間は併用していきたいと考えています。

**問** 「ごども宅食」に対する見解をお伺いします。

**答** 東京都文京区では、生活の厳しいひ



譲りあい感謝マーク (キーホルダー)



ヘルプマーク (ストラップ)

とり親家庭等の自宅に食品を届ける「文京区ごども宅食プロジェクト」に取り組まれています。

この「ごども宅食」は、貧困家庭に食品を届けるだけではなく、配達をきつかけに気軽に相談できる関係をつくり、必要なサービスにつなげていくものと考えています

が、本市と文京区を比較した場合、事業実施の主体規模、運営資金規模、ボランティア人員の確保等さまざま課題があると思われまますので、すぐに事業を実施することは非常に難しいと考えています。

**問** ひきこもりの高齢化の現況及び今後の

対策について、お伺いします。

**答** 民生・児童委員によるひきこもりの調査を平成二十九年度に実施しており、その結果は、十代が一名、二十代が六名、三十代が六名、四十代が五名、五十代が三名、計二十一名で、四十代・五十代が八名となり、全体の三十八%を占めています。

今後の対策としては、関係機関と連携し、ひきこもる人へのアウトリーチを行い、早期発見・早期支援を行っていき、また、困難なケースについては、兵庫県のひきこもりサポーター派遣事業を活用し、訪問支援事業活動を行っていきたくと考えています。

- ① 場外舟券発売場の建設について
- ② 使用料及び手数料に関する設定について
- ③ 相生市立水産物市場の管理について

いわさき 岩崎 おさむ 修

**問** 相生市竜泉町に場外舟券売場が建設されようとしています。が、ギャンブル依存症や周辺環境への悪影響について

お伺いします。

どのように考え、対応するおつもりですか。

**答** 国では、ギャンブル依存症対策推進閣僚会議を立ち上げ取り組んでおり、市としては、関係機関とも連携し、多くの方が健全に楽しんでいただくことを望んでいます。

今回、建設予定箇所が国道二号線に面した交通量の多い場所、事故防止、安全確保を十分図っていた必要があると考えています。また、環境対策委員会を設置し、問題の発生を未然に防ぎ、問題が発生した場合にも早急に対応できる体制を整えることとしていきます。

**問** 相生市立水産物市場における無許可建築物の増設を黙認してきた市の責任について、お伺いします。

**答** 違法状態に対し、口頭により指導は行いましたが、聞き入れてもらえず現在に至ったことについては、深く反省をしています。

**問** 本来の施設の設置目的、設置管理条例から逸脱した運営が行わ

れてきたことが、今回の事態を招いた要因ではないか。

**答** 現状は、条例のとおりに管理運営がなされていいることは確かです。設置目的は、魚市場機能の移転、直売所の機能をあわせ持つことで当地区の活性化を図ること、海の環境学習の活動拠点とすることでしたが、直売施設の機能を重視したことから、条例と現状にそごが生じていると考えています。

**問** 指定管理者からは正計画が提出されたと思いますが、施設のあり方を含め今後どのように対応していくのですか。

**答** 指定管理者より、無許可建築物については正計画書の提出があり、県光都土木事務所との協議を行っており、市としては県の指導を踏まえ今後の対応をしていきたいと考えています。また、周辺の土地利用も大きく変化していますので、設置目的、事業内容についても再検討する必要があります。

(※) ヘルプマーク：内部障がいのある人など、外見からわからなくても援助や配慮を必要としている人が周囲の人に配慮を必要としていることを知らせることができるマーク。東京都が平成24年に作成。平成29年7月にJIS規格化され、全国共通マークとなり、兵庫県では平成30年1月に導入され、譲りあい感謝マークとあわせて啓発を実施。

(※) 譲りあい感謝マーク：平成23年7月に兵庫県が制定したマーク。内部障がいのある人など、配慮の必要なことが外見からわかりにくい人の社会参加を応援し、みんなに優しい環境づくりを進めていこうとするもの。

## 平成30年第3回（6月）定例会の議決結果議員別の賛否

【賛成 ○ 反対 ×】

議案等番号	議案等の名称	議決結果	中野有彦	宮唄真木	森下高明	田中秀樹	阪口正哉	後田正信	渡邊慎治	岩崎修	大川孝之	前川郁典	吉田政男	楠田道雄	三浦隆利	角石茂美
議第33号	相生下水管理センター長寿命化工事（第5期）委託に関する協定の締結について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第34号	市道路線の変更について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第35号	相生市税条例等の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第36号	相生市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第37号	相生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第38号	相生市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例の制定について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
議第39号	平成30年度相生市一般会計補正予算	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
決議案第1号	2025年国際博覧会の誘致に関する決議案の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	×	○	○	○	○	○	○
請願第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度を堅持するための、2019年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書	採択	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
意見書案第1号	教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度を堅持するための、2019年度政府予算に係る意見書の提出について	可決	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

議長のため、表決には加わりません。

【議員名は議席順です】

## 平成29年度政務活動費執行状況（平成29年4月分～平成30年3月分）

政務活動費とは、議員の調査研究その他の活動に資するために、必要な経費の一部として、会派（所属議員が1人の場合を含む。）に対し議員1人あたり月額1万2千円が交付されるものです。

（円）

会派名等	会派人数等	交付額	支出額	残額（返還額）
緑風クラブ	6名	864,000	761,471	102,529
輝相会	5名	720,000	720,000	0
公明党	2名	288,000	91,830	196,170
無会派（岩崎 修）	1名	144,000	32,046	111,954

※詳しくは、市議会ホームページ（<http://www.city.aioi.lg.jp/site/gikai/>）でご覧いただけます。

委員会の審査から

民生建設常任委員会  
（五月二十四日開催）

「ふるさと交流館・羅漢の里の管理運営について」

**問** 市内・市外の利用者の割合はどのようになっているのか。また、利用者の利用目的はどのようなものなのか。

**答** 平成二十九年度でのふるさと交流館の利用者については、市内の方が二〇・八％、市外からの利用者が七十九・二％となっており、羅漢の里においては、市内の方が二二・一％、市外の利用者が七十九・八％となっている。

利用目的については、羅漢の里については把握していないが、ふるさと交流館ではスポーツ合宿が大半を占めている。

**問** 羅漢の里の遊具施設については老朽化していると思うが、どのような状況なのか。

**答** 遊具については、数年前にターザン口

ープを改修しており、本年度ではローラー滑り台の改修を計画している。コテージ等の施設については、建築後年数が経過していることから、湿気等による腐食が見受けられ、そういった箇所についてはその都度対応している。

**総務文教常任委員会**  
(五月二十五日 開催)

「地域創生（進行管理）について」

**問** 人口推移について、住民基本台帳人口を使用しているが、市の統計書にある五年に一度の国勢調査人口に住民基本台帳人口の増減を加味した推計人口を使用すべきではないか。

**答** 現在、広報紙に掲載している住民基本台帳人口を使用しているが、分析等では推計人口も活用している。どちらがよりわかりやすいかなど、研究していきたい。

**問** 地方交付税の算定基礎となる人口は、住民基本台帳人口か、それとも国勢調査人口か。

**答** 地方交付税の算定基礎となる人口は、住民基本台帳人口を基礎数値とする項目もあるが、そのほとんどは、国勢調査人口であり、現在は、平成二十七年の国勢調査人口を基礎数値としている。



**六月議会で決まったこと**

【事件案件】

- ◇相生下水管理センター長寿命化工事(第五期)委託に関する協定の締結について
- ・電気設備等更新工事に関する協定を締結するものです。
- ◇市道路線の変更について
- ・県道竜泉那波線と市道那波佐方線の交差点位置の変更に伴い、市道那波佐方線の起点を変更するものです。

議会活動状況

- 6/10 議会報第129号発行
- 12 本会議 開会
- 13 本会議 再開
- 14 民生建設常任委員会
- 15 総務文教常任委員会
- 21 本会議 閉会
- 議会報告会検討委員会
- 27 議会報編集委員会
- 7/ 4 愛知県豊田市議会行政視察来相
- 愛知県みよし市議会行政視察来相
- 5~6 議会運営委員会行政視察(神奈川県鎌倉市)
- 10 宮城県角田市議会行政視察来相
- 12 香川県三木町議会行政視察来相
- 17 岐阜県郡上市議会行政視察来相
- 18 佐賀県伊万里市議会行政視察来相
- 19 宮城県石巻市議会行政視察来相
- 24 議会報編集委員会
- 議会報告会検討委員会
- 佐賀県神埼市議会行政視察来相
- 25~26 播但市議会議長会行政視察(鹿児島県鹿児島市)
- 27 兵庫県市議会議長会(西宮市)
- 30 京都府福知山市議会行政視察来相

【条例】

◇相生市税条例等の一部を改正する条例

・加熱式たばこの課税方法の見直し等を改正するものです。

◇相生市地方活力向上地域における固定資産税の不均一課税に関する条例の一部を改正する条例

・地域再生法の改正により、対象地域の拡大や適用期限の延長等を改正するものです。

◇相生市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

・非自発的失業者が保険料軽減の届け出をする際、確認書類の提示を原則不要とするものです。

◇相生市福祉医療費等助成条例の一部を改正する条例

・重度障害者、乳幼児等の保護者、及び子どもの保護者における所得要件の判定に係る規定を変更するものです。

◇平成三十年相生市一般会計補正予算

・連合自治会に対し、自治会活動に必要な備品購入費を助成するものです。

【選挙】

◇安室ダム水道用水供給企業団議会議員について選挙を行い、

前川郁典、吉田政男各議員が当選しました。

【請願】

◇教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度を堅持するための、二〇一九年度政府予算に係る意見書採択の要請についての請願書

意見書

六月議会で次の意見書が可決され、直ちに関係機関へ送付されました。  
◇教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度を堅持するための、二〇一九年度政府予算に係る意見書

決議

◇二〇二五年国際博覧会の誘致に関する決議

☆☆☆議会を傍聴しませんか☆☆☆

次の定例会は、9月4日(火)から、開催する予定です。  
本会議及び委員会の日程は、決まり次第、相生市のホームページに掲載します。  
問合せ先：議会事務局 ☎23-7122  
▶ <http://www.city.aioi.lg.jp/site/gikai/>

●相生市議会だよりは再生紙を使用しています。